

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月29日

【発行者名】 トーセイ・リート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 北島 敬義

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目2番3号

【事務連絡者氏名】 トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社
REIT運用本部財務企画部長 宮石 啓司

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目2番3号

【電話番号】 03-3433-6320

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

本日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の主要な関係法人である一般事務受託者の異動が以下のとおり決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 異動があった主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

(ア) 主要な関係法人（会計事務に関する一般事務（会計・税務）受託者）でなくなることが決定された法人

a. 名称

税理士法人平成会計社

b. 資本金の額

該当事項はありません。

c. 関係業務の概要

計算に関する事務

会計帳簿の作成に関する事務

納税に関する事務

その他、前記 ないし の事務に関連し又は附随する事務

(イ) 新たに主要な関係法人（会計事務に関する一般事務受託者）となることが決定された法人

a. 名称及び住所

令和アカウンティング・ホールディングス株式会社

東京都中央区日本橋一丁目4番1号

b. 資本金の額

1,000万円（本書の日付現在）

c. 関係業務の概要

計算に関する事務

会計帳簿の作成に関する事務

その他、上記の事務に関連し又は付随する事務

(ウ) 新たに主要な関係法人（税務事務に関する一般事務受託者）となることが決定された法人

a. 名称及び住所

税理士法人令和会計社

東京都中央区日本橋一丁目4番1号

b. 資本金の額

該当事項はありません。

c. 関係業務の概要

納税に関する事務

その他、上記の事務に関連し又は付随する事務

(2) 異動の理由及びその年月日

異動の理由

税理士法人平成会計社の事業再編に伴い、同法人と協議の結果、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第117条第5号及び第6号に規定する事務のうち、税務事務について税理士法人令和会計社に、会計事務について令和アカウンティング・ホールディングス株式会社に、それぞれ委託することを決定しました。これに伴い、税理士法人平成会計社が本投資法人の主要な関係法人に該当しなくなると同時に、税理士法人令和会計社及び令和アカウンティング・ホールディングス株式会社が本投資法人の主要な関係法人に該当することになるためです。

変更の年月日

2019年9月1日